

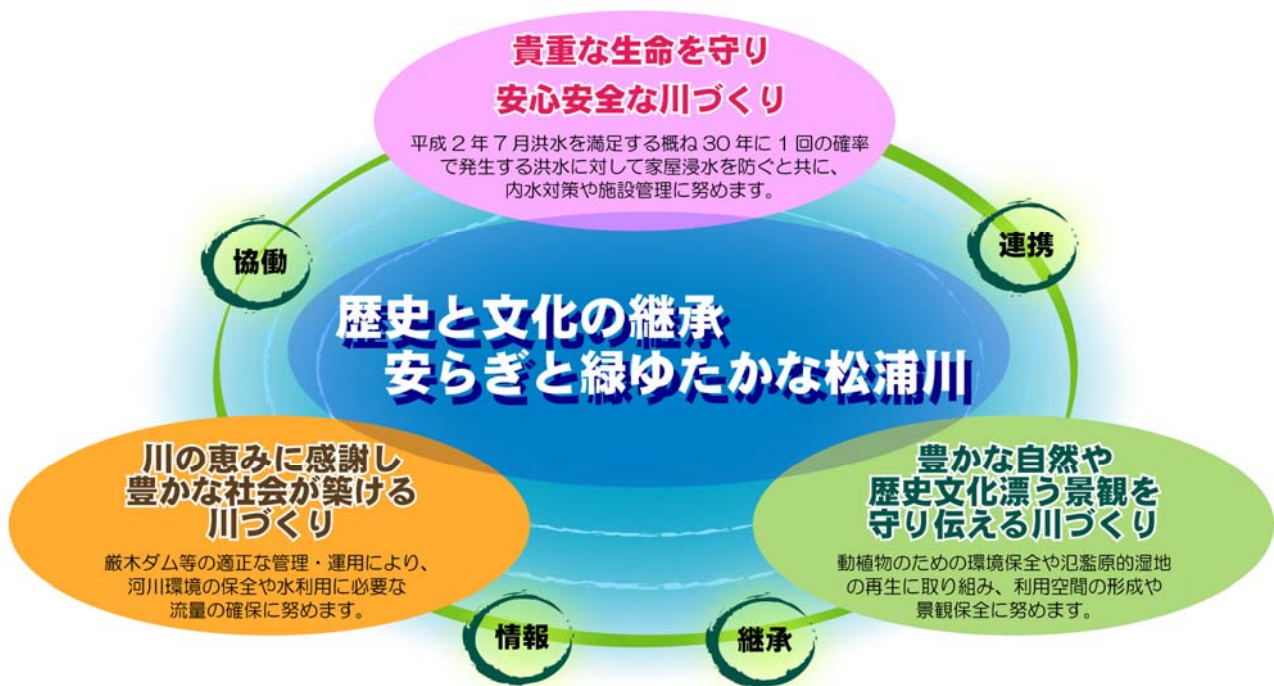
### 3 河川整備の目標に関する事項

#### 3.1 河川整備の基本理念

松浦川水系河川整備計画は、流域住民が安全、安心に暮らせるよう社会基盤の整備を図るとともに、自然豊かな河川環境を保全し、古くから大陸文化の伝来窓口として栄えた流域の風土、歴史、文化を踏まえ、流域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、「歴史と文化の継承 安らぎと緑ゆたかな松浦川」を基本理念とします。

## 「歴史と文化の継承 安らぎと緑ゆたかな松浦川」

基本理念の実現にあたっては、次に掲げる3つの項目を基軸としつつ、これら相互のトレードオフの関係を総合的に調整した上で具体的な目標を設定し取り組みます。



3 河川整備の目標に関する事項

3.2 河川整備計画の対象区間

3.2 河川整備計画の対象区間

本計画の計画対象区間は松浦川水系の国管理区間とします。



図 3.2.1 松浦川水系河川整備計画対象区間

表 3.2.1 計画対象区間※

河川名	上流端	下流端	区間延長
松浦川	佐賀県武雄市若木町本部字野々瀬 3935 番地先の萩の尾井堰	海に至る	31.4km
徳須恵川	佐賀県伊万里市南波多町高瀬字大前 田 1291 番地の 2 地先の市道橋	松浦川への合流点	14.5km
厳木川	左岸: 佐賀県東松浦郡厳木町大字天川 字野の平 902 番の 1 地先 右岸: 同町大字広瀬字東宇土 3 番の 3 地先	松浦川への合流点	17.4km

※官報で告示された時点の地名で表示しており、現在の地名とは異なるものもあります。

### 3.3 河川整備計画の対象期間

本計画の対象期間は概ね 30 年とします。

なお、本計画は、現在の社会経済状況、自然環境、河道状況等に基づき作成したものであり、これらの状況の変化や新たな知見及び技術の進歩等により、必要に応じて適宜計画の見直しを行います。

3 河川整備の目標に関する事項

3.4 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.4 洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標

3.4.1 洪水対策

松浦川において、戦後最大の被害をもたらした昭和28年6月洪水は、河川整備基本方針に対応した規模（概ね100年に1回の確率で発生する洪水規模）です。これを目標とした河川整備を実施するためには、膨大な費用と年数を要することから、本計画では、基準地点松浦橋において、昭和28年6月洪水に次ぐ平成2年7月洪水に相当する概ね30年に1回の確率で発生する洪水に対して、「破堤」「越水」等による家屋の浸水被害を防止することを目標とします。

このため、基準地点松浦橋において、河川整備計画の目標流量を2,900m<sup>3</sup>/s（概ね30年に1回の確率で発生する洪水規模）とします。なお、本川上流区間については、下流区間での洪水被害の危険性を増大させないように、上下流間のバランスを考慮し、本川下流区間の整備目標と整合の取れた治水安全度を確保します。また、徳須恵川、巖木川の支川についても、本川の整備目標と整合の取れた治水安全度を確保します。

表 3.4.1 本川の整備目標及び本川の整備目標に相当する各支川の流量

河川名	目標流量* (m <sup>3</sup> /s)	地点名	備考
松浦川	2,900	松浦橋	
徳須恵川	650	徳須恵橋	
巖木川	1,200	浦の川橋	

※：目標流量は、概ね30年に1回の確率で発生する洪水規模の流量です。

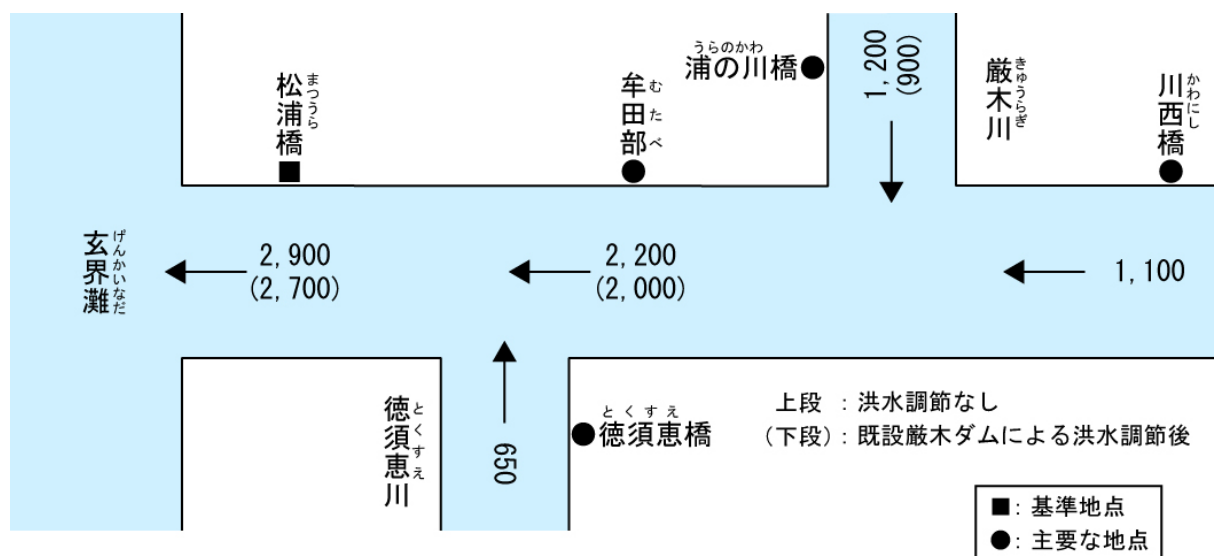


図 3.4.1 河道の整備目標流量図 (単位：m<sup>3</sup>/s)

#### 3.4.2 堤防の安全性の確保

既設の堤防については、洪水における浸透や侵食に対する所要の安全性を確保することとします。

#### 3.4.3 内水対策

内水被害が発生する区域においては、関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害の軽減対策を実施します。

#### 3.4.4 維持管理

維持管理に関しては、洪水による災害の防止または被害を最小限に抑えるため、堤防・護岸・樋管等の河川管理施設の効率的かつ効果的な管理を行います。

#### 3.4.5 危機管理対策

洪水等による被害を最小限に抑えるため、既往洪水の実績等も踏まえ、洪水予報及び水防警報の充実、水防活動との連携、河川情報の収集と情報伝達体制及び警戒避難体制の充実等総合的な被害軽減対策を関係機関や地域住民等と連携して推進します。さらに、広域的な支援体制の確立、地域ぐるみの防災教育の推進等を支援し、災害時のみならず平常時からの防災意識の向上を図り、自助・共助・公助のバランスの取れた地域防災力の構築に努めます。

### 3 河川整備の目標に関する事項

#### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

#### 3.5 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

流水の正常な機能を維持するための流量<sup>※</sup>については、動植物の生息・生育、漁業等に必要流量として、牟田部地点において、かんがい期で概ね 2.5m<sup>3</sup>/s、非かんがい期で概ね 2.0m<sup>3</sup>/s を下回らないように努めます。

なお、流水の正常な機能を維持するため必要な流量には、水利流量が含まれているため、水利使用等の変更に伴い、当該水量は増減します。

河川水の利用については、取水実態等の変化を踏まえ、慣行水利権を許可水利権に変更するなど更に適正な水利用を目指します。

表 3.5.1 流水の正常な機能を維持するために必要な流量

地 点 名	期 別	流 量
牟 田 部	かんがい期	概ね 2.5m <sup>3</sup> /s
	非かんがい期	概ね 2.0m <sup>3</sup> /s

※：動植物の保護・漁業、景観、流水の清潔の保持等を考慮するとともに、水利流量も併せて確保するために必要な流量のことです。

### 3.6 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との調和をはかりつつ、松浦川と流域の人々との歴史的・文化的なつながりを踏まえ、多様な動植物が生息・生育する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう、瀬・淵を有する流れや水際環境、上下流の縦断的な生物の生息・生育環境を保全し、松浦川における動植物の多様性を確保します。

藩政時代に築造された井堰等の歴史的構造物においては、保全に努めます。

河川空間の利用に関しては、流域の人々の生活の基盤や歴史、風土を形成してきた松浦川の恵みを生かしつつ、水辺空間を利用したスポーツ・レジャー利用、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全を目指します。また、河川を通じた地域間交流等を推進し、川と自然とふれあえる親しみやすい河川空間の維持・整備を目指します。

良好な景観の維持・形成については、松浦川の流れが織りなす良好な河川景観の保全を図るとともに、中上流部は田園風景と調和した河川景観、河口部は歴史・文化との関わりが深い唐津城と調和した河川景観の保全に努めます。

水質については、環境基準を維持するとともに流域全体で更なる水質の向上を図ります。